

家族そろって

交通災害共済

に加入しましょう!

安心の毎日 わずかな会費で 最高100万円の見舞金

令和8年度 会員募集

共済期間:令和8年4月1日~令和9年3月31日

会費 年額 1人 500円

加入受付:令和8年3月2日~

交通災害共済のあらまし

交通災害共済とは、山口県内の全町と山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市が共同で実施する共済制度で、加入者のみなさんが交通事故にあわれた場合、その会費から見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。

山口県市町総合事務組合交通災害共済

★交通災害共済加入申込みにかかる個人情報の収集・利用・管理については、山口県市町総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、適正に取り扱います。

【加入資格等】山口県内の全町、山口市、萩市、下松市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市（以下「組合市町」という。）の区域内に居住し、住民基本台帳に記録されている方であれば、年齢を問わずご加入いただけます。また、組合市町の区域内の学校に在学している方、並びに就学等のため組合市町の区域外に転出している方については、組合市町外在住の方でも加入できます。なお、会員が共済期間中に加入資格を失った場合においても、共済期間の満了する日まで契約は有効です。

【共済期間】4月1日（中途加入の場合は、申込み日の翌日）～当該年度末日まで。

【会費】年額 1人 500円（中途加入の場合も同額）

【加入申込】受付は、3月2日より、中国5県内のゆうちょ銀行・郵便局窓口・山口銀行・JA・西京銀行で行いますので、「交通災害共済加入申込書兼会員台帳」に必要事項をご記入のうえ、会費を添えて申し込んでください。

【共済見舞金支払い対象となる交通事故等】

日本国内で、汽車、電車、自動車、自動二輪車、原動機付自転車、自転車（小児用の三輪車、乳母車等の子供用遊具は除く。）、船舶等の交通乗用具運行中に事故が起こり、歩行者又は乗車中の者が死亡したり、怪我をした場合。ただし、自損行為による事故の場合は、対象とならない場合がありますので、各市町の担当部署へお問い合わせください。

【共済見舞金が支払われないもの】

- ① 会員の故意又は、重大な過失（いねむり、速度超過等）による場合
- ② 会員の無免許・無資格運転又は酒気帯び運転（自転車を含む）の場合（これらの事情を知りながら、同乗の場合を含む）
- ③ 会員またはその遺族が不正に見舞金の支給を受けようとした場合
- ④ 地震・暴風雨その他の天災による場合
- ⑤ 法令等に違反して立ち入った場所または、交通乗用具の運行の禁止または制限区域等に係るもの
- ⑥ 歩行中の単独事故または、歩行者同士の事故の場合

【共済見舞金の支給額算定】

災害の程度により、パンフレット次頁表の見舞金を支給します。ただし、頸部損傷（いわゆる「むちうち」については、原則として4等級を限度として支給します。柔道整復師（整骨院等）の治療は対象外です。（ただし医師の指示がある場合を除く。）鍼灸院での治療は対象外です。

【通院治療期間の算定方法】

通院された日数（実日数）を支給対象日として計算します。
（リハビリテーションのみの入・通院は見舞金の支給日数算定対象となりません。）